

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年3月18日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社チトセア投資
【届出者の住所又は所在地】	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目10番9号
【電話番号】	03-3523-7455
【事務連絡者氏名】	山口雄平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社チトセア投資 (東京都中央区八丁堀二丁目10番9号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社チトセア投資をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニゾホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注6) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づく財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者及び対象者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及び対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注9) 公開買付者、対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらずに買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。

## 1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

買付条件等(公開買付価格)の変更及び本公開買付けに応募する旨の契約の締結に伴い、令和元年(2019年)12月24日付で提出いたしました公開買付届出書(令和元年(2019年)12月27日付、令和2年(2020年)1月17日付、令和2年(2020年)1月30日付、令和2年(2020年)2月10日付、令和2年(2020年)2月25日付及び令和2年(2020年)3月11日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 公開買付届出書

#### 第1 公開買付要項

#### 3 買付け等の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

##### (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

( ) 公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等

対象者における意思決定の過程及び理由

##### (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会への諮問

##### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

##### (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

#### 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

##### (1) 買付け等の期間

届出当初の期間

##### (2) 買付け等の価格

#### 8 買付け等に要する資金

##### (1) 買付け等に要する資金等

##### (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日以後に借入れを予定している資金

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

#### 10 決済の方法

##### (2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 公開買付届出書

### 第1 【公開買付要項】

#### 3 【買付け等の目的】

##### (1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

その後、対象者が、令和2年(2020年)3月11日に「令和元年度(2019年度)連結業績予想の修正等に関するお知らせ」を公表し、対象者が令和元年(2019年)10月10日に開示した令和2年(2020年)3月期(平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)の通期の業績予想が修正されたことを踏まえ、公開買付者は、本書の訂正届出書を関東財務局に提出するとともに、それに伴って本公開買付けの公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である令和2年(2020年)3月11日から10営業日を経過した日にあたる令和2年(2020年)3月26日まで延長することとなりました。

(訂正後)

< 前略 >

その後、対象者が、令和2年(2020年)3月11日に「令和元年度(2019年度)連結業績予想の修正等に関するお知らせ」を公表し、対象者が令和元年(2019年)10月10日に開示した令和2年(2020年)3月期(平成31年(2019年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)の通期の業績予想が修正されたことを踏まえ、公開買付者は、本書の訂正届出書を関東財務局に提出するとともに、それに伴って本公開買付けの公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である令和2年(2020年)3月11日から10営業日を経過した日にあたる令和2年(2020年)3月26日まで延長することとなりました。

公開買付者は、本買付条件等変更後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し並びに応募予定株主(以下に定義します。)への打診の結果等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和2年(2020年)3月18日、本公開買付けに係る買付け等の価格を5,700円から6,000円に変更すること(以下「第2回本買付条件等変更」といいます。)を決定しました。なお、公開買付者は、第2回本買付条件等変更を決定するに際し、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.AR.L.からの本出資の上限金額を450億円から550億円に引き上げることにつき、同社との間で合意しておりますが、本融資及び本出資に係るその他の条件について、第2回本買付条件等変更に伴う本出資に係る出資金額及び実行日の変更以外に変更は予定していません。第2回本買付条件等変更に伴い、本公開買付けの公開買付期間は、法令の規定に従い、第2回本買付条件等変更に係る訂正届出書の提出日である令和2年(2020年)3月18日から10営業日を経過した日にあたる令和2年(2020年)4月2日まで延長されることとなります。

また、対象者が令和2年(2020年)3月18日に公表した「株式会社チトセア投資による第2回買付条件等の変更後の当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」(以下「第2回変更後対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は令和2年(2020年)3月18日開催の取締役会において、第2回本買付条件等変更に関して慎重にかつ真摯に検討を行った結果、第2回本買付条件等変更後の本公開買付けを実施し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引を実施することが、対象者の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上に資するものであって、対象者の中長期的な成長と企業価値の更なる向上に繋がるものであるとの考えに変わりはないことから、引き続き本公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を保有する株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

上記対象者取締役会の詳細については、第2回変更後対象者プレスリリース並びに下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者における意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

加えて、公開買付者は、第2回本買付条件等変更を行うにあたり、令和2年(2020年)3月18日付で、対象者の株主であるエリオット・インターナショナル・エルピー(所有株式数：2,829,414株、所有割合：8.27%)、対象者の株主であるザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ(所有株式数：1,666,186株、所有割合：4.87%)、対象者の株主であるいちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド(所有株式数：3,191,400株、所有割合：9.33%)の各株主(総称して、以下「応募予定株主」といいます。)との間で、それぞれ各応募予定株主が所有する対象者株式の全て(合計：7,687,000株、所有割合：22.46%。以下「応募予定株式」といいます。)を本公開買付けに応募する旨の契約(以下、各応募予定株主との間で締結した契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結いたしました。

なお、本応募契約の詳細は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

( ) 公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等

(訂正前)

< 前略 >

なお、サッポロ合同会社が令和2年(2020年)1月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書(以下「Fortress1月29日付け訂正届出書」といいます。)において、リファイナンスの実施や当該リファイナンス後の全ての金融債権者に同一の担保不動産プールを提供させるといった対象者のステークホルダーである金融債権者に対し配慮をするための方策が提案されていることを受け、対象者及び公開買付者としても対象者のステークホルダーである金融債権者に対して配慮する観点から、公開買付者及び対象者は、令和2年(2020年)2月9日付で、対象者が公開買付者に対して、剰余金の配当、貸付けその他の方法の如何にかかわらず、金銭その他の資産の移動を行う場合には、当該移動に先立ち、対象者の金融機関に対する既存の借入金に係る債務及び社債権者に対する債務について担保差入れその他の方法により債権保全を図るか、又は期限前弁済を行うことを約する合意書を締結いたしました。当該合意書の詳細は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「対象者金融債権者保護に係る合意書」をご参照ください。

(訂正後)

< 前略 >

なお、サッポロ合同会社が令和2年(2020年)1月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書(以下「Fortress1月29日付け訂正届出書」といいます。)において、リファイナンスの実施や当該リファイナンス後の全ての金融債権者に同一の担保不動産プールを提供させるといった対象者のステークホルダーである金融債権者に対し配慮をするための方策が提案されていることを受け、対象者及び公開買付者としても対象者のステークホルダーである金融債権者に対して配慮する観点から、公開買付者及び対象者は、令和2年(2020年)2月9日付で、対象者が公開買付者に対して、剰余金の配当、貸付けその他の方法の如何にかかわらず、金銭その他の資産の移動を行う場合には、当該移動に先立ち、対象者の金融機関に対する既存の借入金に係る債務及び社債権者に対する債務について担保差入れその他の方法により債権保全を図るか、又は期限前弁済を行うことを約する合意書を締結いたしました。当該合意書の詳細は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「対象者金融債権者保護に係る合意書」をご参照ください。

その後、公開買付者は、本買付条件等変更後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等に鑑み、本公開買付けの買付条件の変更について検討するとともに、本公開買付けの成立の確度を高めるため、令和2年(2020年)3月11日、応募予定株主に対し、本公開買付けに係る買付け等の価格を6,000円とした場合の本公開買付けへの応募及び本応募契約の締結について打診いたしました。そして、令和2年(2020年)3月12日には、公開買付者は、本公開買付けに係る買付け等の価格を6,000円とする場合には、応募予定株主が本公開買付けに応募する意向であり、本応募契約を締結いただけることが確認できたため、本買付条件等変更後の対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等も考慮の上、慎重に検討した結果、令和2年(2020年)3月18日、本公開買付けに係る買付け等の価格を5,700円から6,000円に変更する第2回本買付条件等変更を行う旨を決定し、同日付で応募予定株主との間で本応募契約を締結いたしました。

なお、本応募契約の詳細は、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照ください。

対象者における意思決定の過程及び理由

(訂正前)

< 前略 >

また、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会への諮問」に記載のとおり、本特別委員会に対して、本変更後諮問事項(下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会への諮問」において定義します。以下同じとします。)についての諮問を行い、本特別委員会より、令和2年(2020年)2月9日付の答申書(以下「本変更後答申書」といいます。)を受領したとのことで(本変更後答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会への諮問」をご参照ください。)

(訂正後)

< 前略 >

また、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会への諮問」に記載のとおり、本特別委員会に対して、本変更後諮問事項(下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会への諮問」において定義します。以下同じとします。)についての諮問を行い、本特別委員会より、令和2年(2020年)2月9日付の答申書(以下「本変更後答申書」といいます。)を受領したとのことで(本変更後答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会への諮問」をご参照ください。)

第2回変更後対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は第2回本買付条件等変更に関して慎重にかつ真摯に検討を行った結果、以下の理由により、第2回本買付条件等変更後の本公開買付けを実施し、対象者を公開買付者の完全子会社とする取引を実施することが、本基本方針に定める対象者の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上に資するものであって、対象者の中長期的な成長と企業価値の更なる向上に繋がるものであるとの考えに変わりはないと判断するに至ったとのことです。

( ) 第2回本買付条件等変更後の本公開買付価格は、いずれのスポンサー候補よりも高額であり、引き続き、株主共同の利益に最も資する価格であると考えられること(なお、ブラックストーンは、令和2年(2020年)2月24日付で、公開買付者による第2回本買付条件等変更後の本公開買付価格と同額である6,000円を対象者株式1株当たりの買付け等の価格として公開買付けを開始させることを内容とする変更後Urchin買収提案に係る意向を表明しておりますが、ブラックストーンによる対象者株式に対する公開買付けは、本書提出日時点においては開始されておらず、対象者としては、第2回本買付条件等変更後の本公開買付価格が、対象者の株主共同の利益に最も資すると判断しているとのことです。)

( ) Fortress及びブラックストーンから従業員保護を含む企業価値の向上の観点から新たな提案はない一方で、ローン・スターによる提案は、現在の対象者の形態を基本的に維持することができ、対象者が、従業員にとって働きがいのある企業であり続けることを確保するという点でも、また、従来の事業運営との連続性を持って持続的に成長していくことを志向することができるという点においても、対象者の企業価値の維持・向上に資すると考えられるものであり、本基本方針で定める従業員保護という観点からも、引き続き優位であること。

また、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会への諮問」に記載のとおり、本特別委員会に対して、第2回本変更後諮問事項(下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会への諮問」において定義します。以下同じとします。)についての諮問を行い、本特別委員会より、令和2年(2020年)3月18日付の答申書(以下「第2回本買付条件等変更後答申書」といいます。)を受領したとことです(第2回本買付条件等変更後答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会への諮問」をご参照ください。)

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した特別委員会への諮問

(訂正前)

< 前略 >

以上より、当委員会は、本公開買付けに対して引続き賛同し、応募を推奨する意見を表明することは適当であると考えている。

(訂正後)

< 前略 >

以上より、当委員会は、本公開買付けに対して引続き賛同し、応募を推奨する意見を表明することは適当であると考えている。

その後、対象者は、第2回本買付条件等変更を受けて、第2回本買付条件等変更後の本公開買付けを含む本取引との関係でも、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保することを目的として、令和2年(2020年)3月18日、対象者、HIS、Fortress及びブラックストーンのみならず、公開買付者及びローン・スターからも独立性を有する対象者の社外取締役5名のみで構成される本特別委員会に対して、第2回本買付条件等変更後の本公開買付けに対して引き続き賛同し、かつ、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することの是非(以下「第2回本買付条件等変更後諮問事項」といいます。)について諮問したとのことです。なお、本特別委員会への諮問が、対象者の取締役会決議の直前になったのは、対象者が、公開買付者より第2回本買付条件等変更の正式な提案を受けたのが令和2年(2020年)3月16日であったことから、第2回本買付条件等変更後の本取引について諮問すべきと判断できたのが、対象者における取締役会決議の直前のタイミングであったためであるとのことです。

本特別委員会は、令和2年(2020年)3月18日に開催され、第2回本買付条件等変更後諮問事項について、慎重に検討及び協議を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者から開示又は提供を受けた資料を含む必要な資料等について検討を行ったほか、対象者取締役に対する質疑応答を行ったうえで、第2回本買付条件等変更後の本取引の内容、背景、経緯、目的、対象者及び公開買付者が講じる第2回本買付条件等変更後の本取引の公正性を担保するための措置その他第2回本買付条件等変更後諮問事項の検討のために必要な事項についての確認、検討を行ったとのことです。なお、本特別委員会は、対象者と公開買付者及びローン・スターとの間の交渉には関与していません。

このような経緯の下で、本特別委員会は、第2回本買付条件等変更後諮問事項について慎重に協議及び検討をした結果、対象者取締役会に対して、令和2年(2020年)3月18日に、大要、以下の内容の答申書を提出いたしました。

対象者は、本基本方針の内容である対象者の企業価値及び株主共同の利益の更なる向上に資するか否かの観点から、変更後Urchin買収提案、Fortress買付条件等変更及び第2回本買付条件等変更を比較・検討している。

対象者は、その比較・検討を行うに当たり、一定の資料を収集しており、また、独立した第三者である有識者及び各専門家から助言又は意見を得て、また、独自に分析・検証を実施してきたものと認められ、対象者の検討結果に対して疑義を生じさせる事実は認められない。

以上より、当委員会は、対象者が本公開買付けに対して引き続き賛同し、かつ、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することは適当であると考えている。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

< 前略 >

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

(訂正後)

< 前略 >

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、上記 及び の各手続により対象者の完全子会社化が令和2年(2020年)6月30日までの間に完了する場合には、公開買付者は、対象者に対し、令和2年(2020年)3月期に係る対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、対象者の完全子会社化が完了した後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、令和2年(2020年)3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

< 前略 >

対象者金融債権者保護に係る合意書

本買付条件等変更後の本公開買付けに関連して、公開買付者及び対象者は、対象者の金融債権者(担保を有する債権者であるか、無担保の債権者であるかと問いません。)の保護を担保する観点より、令和2年(2020年)2月9日付で、以下の合意書を締結しております。

合意書

株式会社チトセア投資(以下「甲」という。)とユニゾホールディングス株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり、甲による乙株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に関連して、合意書(以下「本合意書」という。)を締結する。

第1条 (既存金融債務の保全)

1. 甲及び乙は、剰余金の配当、貸付けその他方法の如何にかかわらず、乙から甲に対して金銭その他の資産の移動を行う場合には、当該移動に先立ち、乙の金融機関に対する既存の借入金に係る債務及び乙の社債権者に対する債務(総称して、以下「既存金融債務」という。)について、担保差入れその他の方法により債権保全を図るか、又は、期限前弁済を行うことに合意する。
2. 甲及び乙は、本合意書の締結及び本合意書に基づき行われる行為が、甲及び乙間の令和元年(2019年)12月22日付け公開買付契約書(以下「本公開買付契約」という。)第3条第1項に抵触しないことを確認する。

第2条 (機密保持)

1. 甲及び乙は、本合意書の内容並びに本合意書に関連し又はこれに基づき行われる交渉及び協議の内容について秘密を保持し、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、かかる情報を第三者(各当事者の法律顧問、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及びコンサルタントを除く。いずれの場合も、かかる第三者への開示は、法律に基づき秘密保持義務を負う第三者に対する開示を除き、本条において定める当事者の秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課すことを条件とする。)に開示してはならず、また、本合意書の履行以外の目的で使用してはならないものとする。但し、かかる公表若しくは開示が法令に基づき要求される場合か、又は関係当局等からの要請に基づき行われる場合は、この限りでない。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、本公開買付けに係る公開買付届出書、意見表明報告書及びその他の開示書類において、甲及び乙が別途協議の上合意した範囲又はその他適用法令により要求される範囲に限り、本合意書の内容を開示することができる。

第3条 (本合意書の効力等)

1. 本合意書は、本公開買付契約がその効力を失ったときは効力を失う。
2. 第2条(機密保持)、第4条(準拠法及び管轄並びに言語)及び本項並びに本合意書の終了前において発生した本合意書の違反に係る責任は、本合意書の終了後も引き続き存続するものとする。

第4条 (準拠法及び管轄並びに言語)

1. 本合意書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本合意書に関連して発生する一切の紛争については、当事者らが誠実に協議することによりその解決にあたるものとし、かかる協議が調わない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
3. いずれの当事者も、他の当事者らの書面による事前同意を得ることなく、本合意書に基づく自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、承継、担保提供その他の方法により処分してはならない。

4. 本合意書は日本語を正文とするものとし、その英語訳との間に何らかの齟齬がある場合には、日本語版が優先するものとする。

(訂正後)

< 前略 >

対象者金融債権者保護に係る合意書

本買付条件等変更後の本公開買付けに関連して、公開買付者及び対象者は、対象者の金融債権者(担保を有する債権者であるか、無担保の債権者であるかと問いません。)の保護を担保する観点より、令和2年(2020年)2月9日付で、以下の合意書を締結しております。

合意書

株式会社チトセア投資(以下「甲」という。)とユニゾホールディングス株式会社(以下「乙」という。)は、以下のとおり、甲による乙株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」という。)に関連して、合意書(以下「本合意書」という。)を締結する。

第1条 (既存金融債務の保全)

1. 甲及び乙は、剰余金の配当、貸付けその他方法の如何にかかわらず、乙から甲に対して金銭その他の資産の移動を行う場合には、当該移動に先立ち、乙の金融機関に対する既存の借入金に係る債務及び乙の社債権者に対する債務(総称して、以下「既存金融債務」という。)について、担保差入れその他の方法により債権保全を図るか、又は、期限前弁済を行うことに合意する。
2. 甲及び乙は、本合意書の締結及び本合意書に基づき行われる行為が、甲及び乙間の令和元年(2019年)12月22日付け公開買付契約書(以下「本公開買付契約」という。)第3条第1項に抵触しないことを確認する。

第2条 (機密保持)

1. 甲及び乙は、本合意書の内容並びに本合意書に関連し又はこれに基づき行われる交渉及び協議の内容について秘密を保持し、相手方当事者の事前の書面による同意を得ない限り、かかる情報を第三者(各当事者の法律顧問、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及びコンサルタントを除く。いずれの場合も、かかる第三者への開示は、法律に基づき秘密保持義務を負う第三者に対する開示を除き、本条において定める当事者の秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課すことを条件とする。)に開示してはならず、また、本合意書の履行以外の目的で使用してはならないものとする。但し、かかる公表若しくは開示が法令に基づき要求される場合か、又は関係当局等からの要請に基づき行われる場合は、この限りでない。
2. 前項にかかわらず、甲及び乙は、本公開買付けに係る公開買付届出書、意見表明報告書及びその他の開示書類において、甲及び乙が別途協議の上合意した範囲又はその他適用法令により要求される範囲に限り、本合意書の内容を開示することができる。

第3条 (本合意書の効力等)

1. 本合意書は、本公開買付契約がその効力を失ったときは効力を失う。
2. 第2条(機密保持)、第4条(準拠法及び管轄並びに言語)及び本項並びに本合意書の終了前において発生した本合意書の違反に係る責任は、本合意書の終了後も引き続き存続するものとする。

第4条 (準拠法及び管轄並びに言語)

1. 本合意書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本合意書に関連して発生する一切の紛争については、当事者らが誠実に協議することによりその解決にあたるものとし、かかる協議が調わない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3. いずれの当事者も、他の当事者らの書面による事前同意を得ることなく、本合意書に基づく自己の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転、承継、担保提供その他の方法により処分してはならない。
4. 本合意書は日本語を正文とするものとし、その英語訳との間に何らかの齟齬がある場合には、日本語版が優先するものとする。

#### 本応募契約

公開買付者は、各応募予定株主との間で、令和2年(2020年)3月18日付で、大要以下の内容の本応募契約を締結しております。

#### 公開買付応募契約書

[ ](注)(以下「甲」という。)及び株式会社チトセア投資(以下「乙」という。)は、乙による、ユニゾホールディングス株式会社(以下「対象会社」という。)の株券等に対する公開買付けに関して、以下のとおり合意したので、公開買付応募契約書(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条 (公開買付けの実施と応募)

乙は、本契約締結日に、乙が2019年12月24日に開始した対象会社の発行済株式(以下「対象会社株式」という。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」という。)の公開買付価格を1株当たり6,000円に変更し(以下「本条件変更」という。)、甲は、本条件変更を条件として、その保有する対象会社株式(甲以外の名義により実質的に甲が保有する対象会社株式を含む。)のすべてである[ ](注)株(以下「応募対象株式」という。)について、[ ](注)までに本公開買付けに応募する(以下「本応募」という。)。甲は、本応募を撤回せず、また、本応募により成立した対象会社株式に係る売買契約を解除しない。但し、本公開買付けにおける公開買付価格(以下「本公開買付価格」という。)よりも高い公開買付価格による公開買付けが第三者により開始され(以下「第三者公開買付け」という。)、乙が、第三者公開買付けの開始日(又は、第三者公開買付けの公開買付価格が本公開買付価格よりも高い価格に変更された日)から8営業日以内(但し、遅くとも本公開買付けの期間の末日の2営業日前まで)に本公開買付価格を第三者公開買付けの公開買付価格以上の価格に変更しない場合には、甲は、本応募を撤回した上で、第三者公開買付けに応募することができる。

#### 第2条 (表明及び保証)

甲は、乙に対し、本契約締結日及び本応募の日において、別紙に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

#### 第3条 (契約の終了)

1. 甲又は乙は、甲の表明及び保証に違反があった場合(その場合は、乙のみが解除することができる。)、または、相手方が本契約上の義務に重要な点で違反した場合、相手方に対する書面による通知により、本契約を直ちに解除することができるものとする。
2. いずれの当事者の責めにも帰すべからざる事由により、本公開買付けが不成立となった場合、本契約は自動的に終了する。
3. 前二項にかかわらず、本公開買付けに係る決済がなされた後は、いずれの当事者も本契約を解除することはできず、また、本契約は自動的に終了しないものとする。
4. 本条による本契約の解除又は自動終了にかかわらず、本条乃至第8条は、なおその効力を有するものとする。

#### 第4条 (秘密保持義務)

1. 甲及び乙は、本契約の検討、交渉、締結又は履行に関する事実及びこれらに関連して知り得た相手方又は対象会社の秘密(以下「本秘密情報」という。)を厳守し、相手方の事前の書面による同意を得なければその全部又は一部を第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本公開買付けの実施及び本応募の目的以外の目的で利用してはならない。但し、自らの責めによらずして公知となった情報又は独自に開発若しくは取得した情報についてはこの限りではない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、本契約の締結及び履行のために必要な、自らの役員、従業員又は弁護士に対して開示する場合、金融商品取引法その他適用ある法令等に基づき開示が義務付けられる場合(疑義を避けるために記せば、乙が、甲との間で本契約を締結した事実を、公開買付届出書、プレスリリースその他の開示書類において開示する場合を含む。)及び公的機関又は金融商品取引所から要請を受けた場合には、本秘密情報をその必要な範囲において開示することができる。

#### 第5条 (公表)

甲及び乙は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約に関連して一切の公表をしないものとし、本契約に関するプレスリリースの公表の内容、時期及び方法については、甲乙間で別途協議の上、決定するものとする。但し、金融商品取引法その他適用ある法令等に基づき公表を要求される場合はこの限りでないが、その場合であっても、実務上可能な限り、公表の内容、時期及び方法について事前に協議するものとする。

#### 第6条 (言語)

本契約は、日本語で作成され、締結されるものとする。本契約が日本語以外の言語に翻訳された場合においても、かかる翻訳は本契約の条項の解釈に一切影響しないものとする。かかる翻訳と日本語により作成された本契約との間に矛盾又は抵触がある場合は、いかなる場合においても日本語により作成された本契約が優先するものとする。

#### 第7条 (準拠法)

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

#### 第8条 (管轄)

甲及び乙は、本契約に基づき紛争が生じ、当該紛争を裁判にて解決しようとする場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第9条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約の解釈に疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、信義誠実の原則をもって協議の上、その解決に努めるものとする。

(以下余白)

以上を証するため、本契約2通を作成し、甲、乙各1通を所持する。

2020年3月18日

甲：

乙：東京都中央区八丁堀二丁目10番9号

株式会社チトセア投資

代表取締役 山口雄平

別紙

表明及び保証

(1) (権限及び手続)

甲は、応募対象株式のすべてについて、本契約を適法かつ有効に締結する権限を有しており、また、本契約を締結し、本応募を含むこれを履行するために必要な手続を全て履践している。

(2) (株式の保有)

応募対象株式は、甲及びその関係者が実質的に保有している対象会社株式のすべてである。また、甲は、応募対象株式のすべてをいかなる担保権、請求権その他の負担・制約もない状態で適法かつ実質的に所有している。

(注) 各本応募契約の当事者欄、応募対象株式欄及び応募期限日欄は、以下のとおりです。

当事者欄	応募対象株式欄	応募期限日欄
エリオット・インターナショナル・エルピー (Elliott International, L.P.)	2,829,414株	本条件変更が行われた日 から3営業日目
ザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ (The Liverpool Limited Partnership)	1,666,186株	本条件変更が行われた日 から3営業日目
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	3,191,400株	2020年3月26日

#### 4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1) 【買付け等の期間】

##### 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	令和元年(2019年)12月24日(火曜日)から令和2年(2020年)3月26日(木曜日)まで(59営業日)
公告日	令和元年(2019年)12月24日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	令和元年(2019年)12月24日(火曜日)から令和2年(2020年)4月2日(木曜日)まで(64営業日)
公告日	令和元年(2019年)12月24日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき 金5,700円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近6ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案いたしました。</p> <p>公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年12月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(4,900円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(4,886円、4,857円及び4,128円)(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。)の推移、並びに、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,990円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,894円、1,893円及び2,002円)の推移、を参考にいたしました。さらに、公開買付者は、上記の事情を勘案のうえ、対象者との協議、交渉を経て、令和元年(2019年)12月22日に本買付条件等変更前の本公開買付価格を5,100円と決定いたしました。</p> <p>その後、公開買付者は、令和元年(2019年)12月24日から本公開買付けを開始いたしました。対象者がUrchin買収提案を受けたこと及び当該買収提案が公表されたこと並びにFortress買付条件等変更を受け、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和2年(2020年)2月9日、本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付価格を5,700円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定することにより、本公開買付価格の公正性担保を図っていることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。また、公開買付者は、本買付条件等変更にあたっては、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得していません。</p> <p>なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格である5,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,900円に対して4.08%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値4,886円に対して4.38%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値4,857円に対して5.00%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値4,128円に対して23.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付条件等変更前の本公開買付価格である5,100円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して156.28%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値1,894円に対して169.27%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値1,893円に対して169.41%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値2,002円に対して154.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本買付条件等変更前の本公開買付価格5,100円は、本書提出日の前営業日である令和元年(2019年)12月23日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値5,160円に対して1.16%のディスカウントをした価格となります。</p>

	<p>一方、本買付条件等変更後の公開買付価格5,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,900円に対して16.33%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値4,886円に対して16.66%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値4,857円に対して17.36%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値4,128円に対して38.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付条件等変更後の本公開買付価格である5,700円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して186.43%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値1,894円に対して200.95%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値1,893円に対して201.11%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値2,002円に対して184.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本買付条件等変更後の本公開買付価格5,700円は、本書の訂正届出書の提出日の前営業日である令和2年(2020年)2月7日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値5,570円に対して2.33%のプレミアムを加えた価格となります。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>ローン・スターは、対象者による2019年7月中旬のマーケット・チェックの開始時に、対象者より、対象者株式を対象とした買収提案を行う可能性について打診を受け検討を開始し、対象者がFortress公開買付けに対する意見を賛同から留保へ切り換えたことを契機に対象者から接触し、同年10月中旬以降、対象者との間において集中的な協議を継続してきました。ローン・スターは、本基本方針をどのように実現するかを巡って、対象者に対して複数の提案を行い、ローン・スター及び対象者の相互理解を進展させてまいりました。具体的には、ローン・スターは、同年7月中旬の当初の提案において、ローン・スターが一定条件下でExitする考え方を提案し、その次の提案として、同年10月中旬に独立企業体としての展開を希望する従業員用に資金提供を行う考え方の提案を行い、対象者と協議してまいりましたが、そのような協議の中で、ローン・スターは、本基本方針に基づく「従業員保護」を含む対象者の企業価値の維持・向上に最も適した形態であり、株主共同の利益の確保にも資するものとして、従業員及びローン・スターの共同で出資する会社による対象者株式に対する公開買付けの提案が、本基本方針に基づく考えに合致するものと考えに至りました。このため、ローン・スターは、対象者が本基本方針に基づき、スポンサー候補に対し上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等」に記載の 及び を求めていることを踏まえ、( )従業員を実質的な株主とするSPCにより対象者株式に対する公開買付け及び完全子会社化を実施し、( )当該公開買付けを公開買付価格が5,000円以上で実施することができるよう、ローン・スターが当該SPCに公開買付けに要する資金を出資又は融資することが、対象者の株主共同の利益を確保し、かつ、対象者の企業価値の維持・向上に最も資する提案と考え、対象者及び対象者を通じて対象者グループの従業員に同年11月下旬に打診いたしました。なお、ローン・スターは、ローン・スターが公開買付者に普通株式及び優先株式にて出資することにより、後述のとおり、本公開買付けの決済の開始日の6か月後において、公開買付者がスポンサーであるローン・スターと引き続きローン・スターのノウハウ、ネットワークの利用を含む経営面のサポートを得て対象者グループの経営を行うか、あるいはローン・スターの所有する公開買付者の普通株式及び優先株式を償還又は取得し独立企業として経営を行うかのいずれかの選択についてローン・スターと協議することを可能とする点で、対象者の企業価値の維持・向上にも資するものと考えております。</p>

対象者がFortress公開買付けに対する意見を賛同から留保へ切り換えて以降、対象者は、複数のスポンサー候補者との協議を通じ、一部のスポンサー候補者との間の協議において、対象者の一部の資産を分離して対象者グループの従業員が中心となって、新たな事業会社として運営していくスキームが検討されていたことから、その運営の中心的な役割を担う意思を有する従業員により、株式会社第二持株会、株式会社第三持株会及び株式会社第四持株会の設立等の準備が継続されていたところ、かかる従業員は、対象者を介してローン・スターからのローン・スター提案を受け、本従業員は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等」に記載の理由により、ローン・スター提案に賛同しました。その後、公開買付者の設立主体となったチトセア株式会社は、ローン・スター提案を踏まえて、対象者に対して本提案を行い、対象者との間で、協議及び交渉を行った結果、公開買付者は、令和元年(2019年)12月22日、本契約を締結すること及び本買付条件等変更前の本公開買付価格を5,100円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

その後、公開買付者は、令和元年(2019年)12月24日から本公開買付けを開始いたしました。対象者がUrchin買収提案を受けたこと及び当該買収提案が公表されたこと並びにFortress買付条件等変更を受け、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和2年(2020年)2月9日、本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付価格を5,700円とすることを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けが対象者の完全子会社化を目的とする本取引の一環として行われること等を考慮し、対象者取締役会の意思決定における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しております。

(訂正後)

株券	普通株式 1 株につき 金6,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近 6 ヶ月間の市場株価動向及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案いたしました。</p> <p>公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年12月20日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(4,900円)、同日までの過去 1 ヶ月間、同過去 3 ヶ月間及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値(4,886円、4,857円及び4,128円)(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。)の推移、並びに、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年 7 月 9 日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,990円)、同日までの過去 1 ヶ月間、同過去 3 ヶ月間及び同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値(1,894円、1,893円及び2,002円)の推移、を参考にいたしました。さらに、公開買付者は、上記の事情を勘案のうえ、対象者との協議、交渉を経て、令和元年(2019年)12月22日に本買付条件等変更前の本公開買付価格を5,100円と決定いたしました。</p> <p>その後、公開買付者は、令和元年(2019年)12月24日から本公開買付けを開始いたしました。対象者がUrchin買収提案を受けたこと及び当該買収提案が公表されたこと並びにFortress買付条件等変更を受け、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和 2 年(2020年) 2 月 9 日、本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付価格を5,700円とすることを決定いたしました。</p> <p>さらに、公開買付者は、その後の対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し並びに応募予定株主に対する打診の結果等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和 2 年(2020年) 3 月18日、第 2 回本買付条件等変更後の本公開買付価格を6,000円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定することにより、本公開買付価格の公正性担保を図っていることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。また、公開買付者は、本買付条件等変更にあっても、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>なお、本買付条件等変更前の本公開買付価格である5,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,900円に対して4.08%、同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値4,886円に対して4.38%、同日までの過去 3 か月間の終値単純平均値4,857円に対して5.00%、同日までの過去 6 か月間の終値単純平均値4,128円に対して23.55%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付条件等変更前の本公開買付価格である5,100円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年) 7 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して156.28%、同日までの過去 1 か月間の終値単純平均値1,894円に対して169.27%、同日までの過去 3 か月間の終値単純平均値1,893円に対して169.41%、同日までの過去 6 か月間の終値単純平均値2,002円に対して154.75%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本買付条件等変更前の本公開買付価格5,100円は、本書提出日の前営業日である令和元年(2019年)12月23日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値5,160円に対して1.16%のディスカウントをした価格となります。</p>

一方、本買付条件等変更後の公開買付価格5,700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,900円に対して16.33%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値4,886円に対して16.66%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値4,857円に対して17.36%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値4,128円に対して38.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本買付条件等変更後の本公開買付価格である5,700円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して186.43%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値1,894円に対して200.95%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値1,893円に対して201.11%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値2,002円に対して184.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本買付条件等変更後の本公開買付価格5,700円は、本書の訂正届出書の提出日の前営業日である令和2年(2020年)2月7日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値5,570円に対して2.33%のプレミアムを加えた価格となります。

さらに、第2回本買付条件等変更後の公開買付価格6,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)12月20日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,900円に対して22.45%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値4,886円に対して22.80%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値4,857円に対して23.53%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値4,128円に対して45.35%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、第2回本買付条件等変更後の本公開買付価格である6,000円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である令和元年(2019年)7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して201.51%、同日までの過去1か月間の終値単純平均値1,894円に対して216.79%、同日までの過去3か月間の終値単純平均値1,893円に対して216.96%、同日までの過去6か月間の終値単純平均値2,002円に対して199.70%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、第2回本買付条件等変更後の本公開買付価格6,000円は、本書の訂正届出書の提出日の前営業日である令和2年(2020年)3月17日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値5,320円に対して12.78%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>ローン・スターは、対象者による2019年7月中旬のマーケット・チェックの開始時に、対象者より、対象者株式を対象とした買収提案を行う可能性について打診を受け検討を開始し、対象者がFortress公開買付けに対する意見を賛同から留保へ切り換えたことを契機に対象者から接触し、同年10月中旬以降、対象者との間において集中的な協議を継続してきました。ローン・スターは、本基本方針をどのように実現するかを巡って、対象者に対して複数の提案を行い、ローン・スター及び対象者の相互理解を進展させてまいりました。具体的には、ローン・スターは、同年7月中旬の当初の提案において、ローン・スターが一定条件下でExitする考え方を提案し、その次の提案として、同年10月中旬に独立企業体としての展開を希望する従業員用に資金提供を行う考え方の提案を行い、対象者と協議してまいりましたが、そのような協議の中で、ローン・スターは、本基本方針に基づく「従業員保護」を含む対象者の企業価値の維持・向上に最も適した形態であり、株主共同の利益の確保にも資するものとして、従業員及びローン・スターの共同で出資する会社による対象者株式に対する公開買付けの提案が、本基本方針に基づく考えに合致するものと考えに至りました。このため、ローン・スターは、対象者が本基本方針に基づき、スポンサー候補に対し上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等」に記載の 及び を求めていることを踏まえ、( )従業員を実質的な株主とするSPCにより対象者株式に対する公開買付け及び完全子会社化を実施し、( )当該公開買付けを公開買付価格が5,000円以上で実施することができるよう、ローン・スターが当該SPCに公開買付けに要する資金を出資又は融資することが、対象者の株主共同の利益を確保し、かつ、対象者の企業価値の維持・向上に最も資する提案と考え、対象者及び対象者を通じて対象者グループの従業員に同年11月下旬に打診いたしました。なお、ローン・スターは、ローン・スターが公開買付者に普通株式及び優先株式にて出資することにより、後述のとおり、本公開買付けの決済の開始日の6か月後において、公開買付者がスポンサーであるローン・スターと引き続きローン・スターのノウハウ、ネットワークの利用を含む経営面のサポートを得て対象者グループの経営を行うか、あるいはローン・スターの所有する公開買付者の普通株式及び優先株式を償還又は取得し独立企業として経営を行うかのいずれかの選択についてローン・スターと協議することを可能とする点で、対象者の企業価値の維持・向上にも資するものと考えております。</p> <p>対象者がFortress公開買付けに対する意見を賛同から留保へ切り換えて以降、対象者は、複数のスポンサー候補者との協議を通じ、一部のスポンサー候補者との間の協議において、対象者の一部の資産を分離して対象者グループの従業員が中心となって、新たな事業会社として運営していくスキームが検討されていたことから、その運営の中心的な役割を担う意思を有する従業員により、株式会社第二持株会、株式会社第三持株会及び株式会社第四持株会の設立等の準備が継続されていたところ、かかる従業員は、対象者を介してローン・スターからのローン・スター提案を受け、本従業員は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「( )公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等」に記載の理由により、ローン・スター提案に賛同しました。その後、公開買付者の設立主体となったチトセア株式会社は、ローン・スター提案を踏まえて、対象者に対して本提案を行い、対象者との間で、協議及び交渉を行った結果、公開買付者は、令和元年(2019年)12月22日、本契約を締結すること及び本買付条件等変更前の本公開買付価格を5,100円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。</p>
-------	--

	<p>その後、公開買付者は、令和元年(2019年)12月24日から本公開買付けを開始いたしました。対象者がUrchin買収提案を受けたこと及び当該買収提案が公表されたこと並びにFortress買付条件等変更を受け、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和2年(2020年)2月9日、本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付価格を5,700円とすることを決定いたしました。</p> <p>さらに、公開買付者は、その後の対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況及び今後の応募の見通し並びに応募予定株主に対する打診の結果等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、令和2年(2020年)3月18日、第2回本買付条件等変更後の本公開買付けの公開買付価格を6,000円とすることを決定いたしました。</p> <p>(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)</p> <p>公開買付者及び対象者は、本公開買付けが対象者の完全子会社化を目的とする本取引の一環として行われること等を考慮し、対象者取締役会の意思決定における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しております。</p>
--	--

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	195,054,718,200
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	300,000,000
その他(c)	9,708,000
合計(a)+(b)+(c)	195,364,426,200

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(34,220,126株)に、本買付条件等変更後の公開買付価格(5,700円)を乗じた金額を記載しています。

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	205,320,756,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	300,000,000
その他(c)	12,953,000
合計(a)+(b)+(c)	205,633,709,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(34,220,126株)に、第2回本買付条件等変更後の公開買付価格(6,000円)を乗じた金額を記載しています。

<後略>

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日以後に借入れを予定している資金】

(訂正前)

< 前略 >

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
その他金融業	株式会社KFソリューション	本公開買付けの決済資金等に充当するための借入(タームローン(注) 弁済期：当初実行日から6ヵ月後の日(一括弁済) 金利：固定金利 担保：対象者株式等	151,000,000
	計(c)		151,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社KFソリューションから、1,510億円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、令和2年(2020年)3月11日付で取得しております。なお、当該融資実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載の条件が定められる予定です。

公開買付者は、株式会社KFソリューションから、融資証明書の発行を受けるに当たり、同社が本融資を実行するにあたって、ローン・スターのLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.から直接又は間接に出資を受ける予定である旨の報告を受けるとともに、LSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.が、米国の大手投資銀行から、2022年9月6日までの間、株式会社KFソリューションによる融資証明書に記載の融資上限金額及びLSREF6 UNITED INVESTMENTS S.AR.L.による出資証明書に記載の出資上限金額の合計を上回る即時利用可能な融資枠の設定を受けている旨の証明書の提示を受け、その資力を確認しております。かかる確認の結果、株式会社KFソリューションが本融資の実行に必要な資金全額をLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.からの直接又は間接の出資により調達することが確実であると考えております。

(訂正後)

< 前略 >

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
その他金融業	株式会社KFソリューション	本公開買付けの決済資金等に充当するための借入(タームローン(注)) 弁済期：当初実行日から6ヵ月後の日(一括弁済) 金利：固定金利 担保：対象者株式等	151,000,000
	計(c)		151,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社KFソリューションから、1,510億円を上限として融資を行う用意がある旨の融資証明書を、令和2年(2020年)3月16日付で取得しております。なお、当該融資実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載の条件が定められる予定です。

公開買付者は、株式会社KFソリューションから、融資証明書の発行を受けるに当たり、同社が本融資を実行するにあたって、ローン・スターのLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.から直接又は間接に出資を受ける予定である旨の報告を受けるとともに、LSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.が、米国の大手投資銀行から、2022年9月6日までの間、株式会社KFソリューションによる融資証明書に記載の融資上限金額及びLSREF6 UNITED INVESTMENTS S.AR.L.による出資証明書に記載の出資上限金額の合計を上回る即時利用可能な融資枠の設定を受けている旨の証明書の提示を受け、その資力を確認しております。かかる確認の結果、株式会社KFソリューションが本融資の実行に必要な資金全額をLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.からの直接又は間接の出資により調達することが確実であると考えております。

【その他資金調達方法】

(訂正前)

内容	金額(千円)
LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.による 本優先株式の引受けによる出資	45,000,000
計(d)	45,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.から、450億円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、令和2年(2020年)3月11日付で取得しております。なお、当該出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載の条件が定められる予定です。  
公開買付者は、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.から、出資証明書の発行を受けるに当たり、同社が本優先株式の引受けを行うにあたって、ローン・スターのLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.から直接又は間接に出資を受ける予定である旨の報告を受けるとともに、LSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.が、米国の大手投資銀行から、2022年9月6日までの間、株式会社KFソリーションによる融資証明書記載の融資上限金額及びLSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.による出資証明書記載の出資上限金額の合計を上回る即時利用可能な融資枠の設定を受けている旨の証明書の提示を受け、その資力を確認しております。かかる確認の結果、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.が本優先株式の引受けに必要な資金全額をLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.からの出資により調達することが確実であると考えております。なお、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.は、本書提出日現在、公開買付者の発行済普通株式の27%を保有しています。

(訂正後)

内容	金額(千円)
LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.による 本優先株式の引受けによる出資	55,000,000
計(d)	55,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.から、550億円を上限として出資を行う用意がある旨の出資証明書を、令和2年(2020年)3月16日付で取得しております。なお、当該出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書記載の条件が定められる予定です。  
公開買付者は、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.から、出資証明書の発行を受けるに当たり、同社が本優先株式の引受けを行うにあたって、ローン・スターのLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.から直接又は間接に出資を受ける予定である旨の報告を受けるとともに、LSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.が、米国の大手投資銀行から、2022年9月6日までの間、株式会社KFソリーションによる融資証明書記載の融資上限金額及びLSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.による出資証明書記載の出資上限金額の合計を上回る即時利用可能な融資枠の設定を受けている旨の証明書の提示を受け、その資力を確認しております。かかる確認の結果、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.が本優先株式の引受けに必要な資金全額をLSREF6 Affiliate Finance (Cayman)LL.C.からの出資により調達することが確実であると考えております。なお、LSREF6 UNITED INVESTMENTS S.ÅR.L.は、本書提出日現在、公開買付者の発行済普通株式の27%を保有しています。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

196,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(訂正後)

206,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

令和2年(2020年)4月3日(金曜日)

(訂正後)

令和2年(2020年)4月10日(金曜日)



## 公開買付届出書の添付書類

### 1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、令和2年(2020年)3月18日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いましたので、当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく公告する予定です。

### 2 融資証明書及び出資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した融資証明書及び出資証明書に変更がありましたので、株式会社KFソリューションによる融資証明書及びLSREF6 UNITED INVESTMENTS S.A.R.L.による出資証明書を差し替えるものといたします。